

## 有田市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

### (目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、和歌山県木材利用方針に則して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、公共建築物及び工作物のほか民間建築物を含む建築物に対し紀州材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、脱炭素社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造化 建築物の構造体又は屋外附帯施設を木材を主とした材料で建築することをいう。
- (2) 木質化 建築物の内外装を木材を主とした材料で建築することをいう。
- (3) 紀州材 県内の森林から産出され、県内で加工された木材をいう。
- (4) 県産材 県内で製材加工され、流通している木材をいう。
- (5) 建築物 市が整備する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のほか民間建築物をいう。

### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 建築物の新築、増・改築及び改修並びに屋外附帯施設の築造にあたっては、低層建築以外の建物であっても、以下に掲げる場合を除き、施設の木造化及び木質化を推進するものとする。

- (1) 建築基準法等の法令により、木材の利用が適当でないと判断される場合
- (2) 施設又はその各部位に要求される機能、性能等の理由により木材の利用が適当でないと認められる場合
- (3) 予算の都合上、不可能な場合

### (市有施設における木材の利用の目標)

第4 公共工事を実施するにあたっては、以下に掲げる場合を除き、木材の利用について検討を行い、積極的な利用に努めるものとする。

- (1) その工事の設計基準・規程及び関係法令等により、木材の利用が適当でないと判断される場合
- (2) 使用する各部位に要求される機能、性能等の理由により木材の利用が適当でないと認められる場合
- (3) 重点的に木造化を推進する市有建築物等は別表のとおりとする。
- (4) 重点的に木質化を推進する対象室及び部位等は、外装及び多くの市民が利用する

居室、通路等とする。

(5) 予算の都合上、不可能な場合

(公共土木工事における木材使用の推進に関する基本方針)

第5 公共工事を実施するにあたっては、以下に掲げる場合を除き、木材の利用について検討を行い、積極的な利用に努めるものとする。

(1) その工事の設計基準、規程、関係法令等により、木材の利用が適当でないと判断される場合

(2) 使用する各部位に要求される機能、性能等の理由により木材の利用が適当でないと認められる場合

(3) 予算の都合上、不可能な場合

(物品の調達における木材製品の優先購入推進に関する基本方針)

第6 市が購入する物品については、経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き、木材製品の優先購入に努めるものとする。

(紀州材等の活用)

第7 市有建築物、公共土木工事及び市が購入する物品については、紀州材もしくは県産材を利用するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第8 木造・木質化を推進する意義や有用性についての普及啓発に努めるものとする。

付 則

この方針は、平成24年7月4日より施行する。

付 則

この方針は、令和4年3月1日より施行する。

別 表

第4関係

施設用途	木造化を推進する際の重点化の方法		
	建築基準法により要求される耐火性能の区分		
	耐火建築物又は 準耐火建築物と することが要求 されない建築物	準耐火建築物	耐火建築物
1. 庁舎・事務所等 2. 社会福祉施設・病院等 3. 学校等 4. 文化・スポーツ施設等 5. 住宅等 6. 上記以外の施設用途で木造化 することが好ましい施設	○	△	△
7. 屋外附帯施設等	○ (あずまや・ベンチ等)		

凡 例

○：重点的に木造化を推進するものとする。

△：施設のシンボル性や紀州材・県産材の利用促進等の観点から、木材を利用することが適切であると判断される場合は、木造と非木造の組合せによる混工法の採用や、建築基準法に基づく所要の性能の検証、国土交通大臣の認定などにより、木造化及び木質化に努めるものとする。